

給与飼料の栄養水準や切り替え時期は、下表を基準にします。

給与飼料	週 齢	飼料の形態	M E	C P
前 期	0～2週	クランブル (エキスパンダー)	2, 950 kcal/kg	22.5%
後 期	2～4週	マッシュ	3, 100 kcal/kg	19.0%
仕上げ	4週以降	マッシュ	3, 080 kcal/kg	16.5%

！ なお、原則として、抗生素質等の使用は全期間を通じて行いません。

II 防疫対策

病気を鶏に引き起こさせないために、以下のことを実施しましょう。

1. 鶏舎周辺への消石灰散布。
2. 鶏舎ごとの長靴の履き替え。できれば着衣の着替えも行うとより良い。
3. 飼料搬入車への注意。
飼料搬入に当たっては、消毒装置により、特にタイヤの消毒を入念に。
4. 鶏舎の金網清掃はこまめに。できれば消毒薬の散布。
5. 飲水には水道水を使用。やむを得ず、汙水等を利用する場合は、塩素滴下を行う。
6. 鳥獣害の対策

渡り鳥、カラス、犬、猫、キツネ、タヌキ、イタチ等による、被害を防止するため、防鳥網や金網により舎内侵入を遮断してください。破損がある場合は、すみやかに補修して下さい。

また、ネズミによる食害やサルモネラ汚染の防止にも注意が必要です。

※ネズミの駆除方法

- (1) ネズミの進入経路を確認し封鎖する。
- (2) 粘着シートを仕掛ける。
- (3) 上記で効果が上がらない場合は、殺そ剤を使用する。

ただし、鶏飼養期間中は殺そ剤は使用しないこと。

使用は空舎期間中に限定し、雛の次期導入時には完全に撤去すること。

(参考)

平成16年11月18日付け農林水産大臣公表「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」のうち本病の飼養衛生管理基準については、以下のとおりとされています。

- (1) すずめ、からす類等の野鳥の、鶏舎等への侵入防止対策を強化すること
- (2) ねずみ、いたち類、さらには、ごきぶり等の害虫対策を強化すること
- (3) 給水用の水は、飲用に適したものか、消毒したものを用いることとし、少なくとも、野鳥や野生動物との接触が考えられる生水を家きん等に与えないこと
- (4) 家きん等の飼養場所(以下「農場」という)の出入口に消毒槽を設置すること等により、車両、器具、従業員等の衣服、長靴及び身体等の消毒を徹底するとともに、関係者以外の農場への出入りを厳しく制限すること
- (5) 家きん等の導入に当たっては、事前に導入元の衛生状況を把握すること
- (6) 農場内に複数の鶏舎を有する場合には、鶏舎若しくは鶏舎群ごとに飼養管理者を適正に配置すること、又は鶏舎若しくは鶏舎群ごとに作業衣、長靴、器具等を適切に交換し、若しくは消毒することにより、鶏舎間での感染を防止する飼養管理を徹底すること
- (7) 従業員等に対し、衛生管理の方法の教育を徹底すること
- (8) 家きん等の日常の健康観察を徹底すること